

とうきょう特産食材使用店登録制度

都内産の農林水産物を積極的に使用している飲食店等を
とうきょう特産食材使用店として登録します。

登録対象店

都内（区部及び多摩地域）において営業している飲食店等

申請条件

以下の条件を満たすものとします。

- (1) 都内産農林水産物を概ね年間を通じて使用し、その情報を店内、メニュー等に表示するなど、積極的に来店者に情報提供していること。
- (2) 来店者に都内産農林水産物の生産地、流通方法等の情報を提供するなど、地産地消の推進につながる取組を行っていること。
- (3) 今後もさらに都内産農林水産物を積極的に使用する意欲があること。
- (4) 都による申請書記載内容の公開（ホームページ等への掲載、報道機関等への紹介等）を承諾し、都が実施する食育・地産地消推進のための施策に協力すること。

使用店の責務

使用店は次の責務を有する。

- 1 都内産農林水産物を使用店において、料理等に使用し、来店者に積極的に提供する。なお、料理を提供できない期間がある場合は、その旨を店頭、メニュー、ホームページ等で明示するなど、来店者に対して情報提供すること。
- 2 交付された登録証、表示看板等を店頭又は店内の見やすいところに掲示し、自ら使用店であることをPRする。また、インターネットで店に関する情報を発信する際は、可能な限り使用店であることを明記する。
- 3 メニュー等に使用店のロゴ等を活用し、使用店であることを積極的に記載する。
- 4 使用する都内産農林水産物の産地等を可能な限り区市町村名までメニュー又は見やすい場所に掲示し、来店者に農林水産物やその関連情報を説明できるようにする。